

【第二回】実施要領等に関する質疑回答書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答
(例)	入札説明書	11	第4	3	(1)	ア	(ア)	a	設計企業	〇〇〇〇〇	
1	要求水準書	9	第2	3	(3)				外構施設	巡回バスルート南側道路からアプローチの計画は可能でしょうか。	新たな複合施設へのアプローチは提案によるものとしませんが、詳細内容については、提案内容を踏まえて、協議により決定するものとしします。
2	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(ウ)		自動制御設備	第1回質疑回答書 (No.100) にて中央監視方式=中央監視盤との回答がありました。個別空調方式を採用する場合は集中コントローラー+警報盤を設けることで、事務室等における監視・制御を行えるシステムとしてよろしいでしょうか。	自動制御設備において、ご質問の「集中コントローラー+警報盤を設け、事務室等における監視・制御を行える」提案を行うことは可能です。
3	実施要領書									提案書類 (様式6-1~6-7、積算等に用いた概略設計図書) について、提案者を特定可能な表現 (社名・担当者実名など) の記載は不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	30	第4	1	(14)				完成写真	「著作権名を表示せずに無償で使うことができるようにする」「事業者は～完成写真を～他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない」とあります。完成写真の点数と、そのうち著作権が必要な点数の想定をご教示下さい。	完成写真：外観5点程度、内観10点程度 上記15点程度の内、著作権が必要な想定数は3点程度を想定しています。
5	第1回質疑	5	No. 54						埋蔵文化財調査について	『詳細については、本市文化財保護担当部局(生涯学習グループ)と協議調整してください。』とありますが、事業者非選定段階で計画地を特定した上で各課協議が可能ということでしょうか。(その他の質疑でも同様のご回答がございます) 本事業提案に参画する複数社が各課協議を実施する可能性もありますが、公平性については問題ないでしょうか。	口頭での相談・確認等を行うことも可能です。また、詳細図等を示した協議調整を行った場合であっても、その内容等について外部に漏洩することはありません。
6	第1回質疑	8	No. 89						携帯電話設備	『参加するキャリアのみと考えてください。』とありますが現時点で参加キャリアの特定が困難です。事業者提案参加者の見込みにばらつきが発生します。公平性を担保する為にも携帯電話設備の整備については本事業とは別途でお願いいたします。	現時点で参加するキャリアを特定することが困難な場合は、携帯電話設備については、別途とする提案を行うことは可能です。
7	要求水準書									カーテンブラインドは別途工事としてよろしいでしょうか。	カーテン・ブラインドについては、各施設の配置等により必要性が変動するものと認識しております。そのため、カーテン・ブラインドの設置等については、提案によるものとしします。
8	諸室の要求水準書	16	第6	1	22				診察室	(ポータブル) 可動式歯科専用椅子は別途と考えてよろしいでしょうか。	可動式歯科専用椅子、歯科用培養庫、ワクチン庫は、本事業での設置を見込んでおりません。当該備品を設置できるスペースを見込んでください。
9	諸室の要求水準書	16	第6	1	23				消毒室	歯科用培養庫は別途と考えてよろしいでしょうか。	
10	諸室の要求水準書	17	第6	1	25				事務室	ワクチン庫は別途と考えてよろしいでしょうか。	
11	要求水準書	32	第4	2					備品調達・設置業務	質疑回答No. 125入札時に必要な各備品の費用計上は諸室の要求水準書の性能・要求水準書に記載されている備品のみと考えるとなっておりますが、再利用できる備品の状態が不明なことや協議により決定する内容が多く入札時に金額を算出することが困難です。入札時には費用を見込まず本事業とは別途でお願いいたします。	入札時に金額を算出することが困難な場合は、備品 (造り付け家具を除く) を別途として提案を行うことは可能です。

12	要求水準書	28	第4	1	(3)	④		不要備品の処分について	不要備品の処分費用について質疑回答書No.116に協議により決定するとありますが、協議により決定するため、入札時に金額を算出することが困難です。入札時には処分費用を見込まず、本事業とは別途でお願いいたします。	再利用できるものが不明で、入札時に金額を算出することが困難な場合は、本公募資料に基づき、リスト表に記載している全ての処分を本事業に含めて計画してください。
13	要求水準書	7	第2	2	(3)			施設の整備方針	要求水準書P7-2- (3) において、「休日診療所機能は別棟での計画も可能」とあるが、休日診療所機能について事業区域内にある新耐震基準で建設された既存施設を利活用した提案は可能でしょうか。 上記内容が可能な場合、新設する複合施設の延床面積6,500㎡(±10%)の扱いは、事業者が提案する休日診療所機能(共用部を含める)部分の面積を除外できるものとして提案は可能でしょうか。	本公募資料において、既存施設の利活用の提案ができる旨の記載はしていないため、利用可能であっても既存施設の利活用は考えない計画としてください。
14									質問No.13に関連し、新耐震基準で建設された既存施設の利活用が可能な場合、関連性の高い保健センター等他の複合化する機能において既存施設を利用した提案は可能でしょうか。 上記内容が可能な場合、新設する複合施設の延床面積6,500㎡(±10%)の扱いは、事業者が提案する新耐震基準で建設された利用可能な既存施設を活用する機能等(共用部を含める)部分の面積を除外できるものとして提案は可能でしょうか。	本公募資料において、既存施設の利活用の提案ができる旨の記載はしていないため、利用可能であっても既存施設の利活用は考えない計画としてください。
15									質問No.13、質問No.14が可能な場合、既存改修工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	本公募資料において、既存施設の利活用の提案ができる旨の記載はしていないため、利用可能であっても既存施設の利活用は考えない計画としてください。
16	要求水準書	27	第4	1	(3)	①		解体の範囲	要求水準書P27- (3) -①において、「解体の範囲は～すべて撤去することを原則とする。」とあるが、【原則】と記載があるのは、既存施設の解体は必須ではなく、解体の範囲は事業者による提案ができるとの認識で宜しいでしょうか。 上記内容の場合、最低限本事業に含む解体の範囲を新設建物を建設する範囲とする提案は可能と考えてよろしいでしょうか。(その場合、広場部分等の整備は、本事業に含め、既存施設の解体工事用及び解体設計については市が別途実施することを想定します。)	【原則】と記載しているのは、想定することが困難な事象が発生した場合を補完するためのものです。そのため、本公募資料に基づき、既存施設の解体を全て含めた提案としてください。
17	諸室の要求水準書	1	第1	1				要求される諸室の併用	「諸室の要求水準書P1 第1 1基本事項」に「この～諸室数や諸室面積について併用及び変更提案を行う場合は、その理由を明確にすること」、「諸室面積を減少させる提案の場合は10%までとする」と記載されています。 提案上限額52億円(税込)に収まらない場合、諸室面積を10%程度減少させる且つ、記載されている諸室を併用する提案を行うことは可能でしょうか。 上記内容が可能な場合、新設する複合施設の延床面積6,500㎡(±10%)の扱いは、事業者が提案する併用する諸室機能部分の面積を除外できるものとして提案は可能と考えてよろしいでしょうか。	諸室等の面積を減少させる提案の場合は10%までとし、「諸室の要求水準書」に記載している各諸室の併用及び変更も合わせて提案を行う場合は、新設する複合施設の延べ床面積6,500㎡(±10%)に収まるように計画してください。

18	第1回 質疑に対する回 答について								第1回質疑回答書のNo156において、「配点合計は150ではなく、140点ではないでしょうか。」という質疑に対して合計150点とします。と回答されています。 当グループは、公募資料の「審査基準」では、各項目に対して配点が記載されていることから、その配点項目に沿ってこれまで準備してきました。準備期間等を含めて、公平性の観点から総合計は、公募資料の通り合計140点として、対応していただくことが妥当だと考えております。公募資料の通り総合計点数140点でお願いいたします。	公募資料のと通りの配点とし、合計140点とします。
19	実施要領書	12	第4	4	(1)			募集のスケジュール	今回の質疑回答書を頂いてから提案書を再度検討する業務が必要になります。 再度検討することにより【二次審査】提案書類の受付期間令和7年8月1日～9月26日までの提出期間では非常に提案書の提出が困難になります。 【二次審査】提案書類の提出日を2～3週間程度延長していただけないでしょうか	本公募資料に基づき、【二次審査】提案書類の受付期間は令和7年8月1日～令和7年9月26日までとします。
20	要求水準書	25	第3	1	(7)			各種許認可申請業務	当該敷地に関して特定盛土等規制法の申請は必要でしょうか。ご指示願います。	提案される内容により、都市計画法第29条による開発許可が不要であっても、宅地造成及び特定盛土等規制法による宅造許可（許可権者は大阪府知事）が必要になる場合があるため、当該申請を想定した計画としてください。
21	要求水準書	25	第3	1	(7)			各種許認可申請業務	当該敷地に関して景観計画区域区分はどのようになっているのでしょうか。ご教示ください。	当該敷地は景観計画区域外となっておりますが、景観等に配慮された公共施設として相応しい計画としてください。
22	要求水準書	26	第4	2	(8)			各種許認可申請業務	調整池等は不要と考えてよろしいでしょうか	当該地は、昭和62年以前から宅地として利用しているため、調整池は原則不要とした計画としてください。 ただし、提案される内容によって、関係法令等に準拠する必要がある場合も考えられるため、詳細については協議により決定するものとします。